

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

山形県天童市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>天童市は、国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険資格(被保険者)情報の管理に関する事務・国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に対しての給付管理に関する事務・国民健康保険税の賦課・徴収管理に関する事務・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合(国保情報集約)システムを経由して国保中央会と社会保険診療報酬支払基金が共同で運営する医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者資格情報の提供事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">①国民健康保険(資格)システム②国民健康保険(給付)システム③国民健康保険(賦課)システム④団体内統合宛名システム⑤収納消込システム⑥滞納整理システム⑦国保情報集約システム及び国保総合システム⑧中間サーバー⑨医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者台帳情報ファイル、(2)賦課情報ファイル、(3)給付情報ファイル、(4)収納情報ファイル、(5)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><国民健康保険事務> 番号法第9条第1項 別表24項及び第44項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条</p> <p><オンライン資格確認の業務></p> <ul style="list-style-type: none">・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第44項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」、「医療に関する給付の支給」が含まれる項(2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、158、161、164、165、166、173) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(48の項) [オンライン資格確認の業務] 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	天童市健康福祉部 保険給付課 天童市市民部 市民課 天童市総務部 税務課 同 納税課
②所属長の役職名	保険給付課長 市民課長 税務課長 納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	天童市総務部総務課 〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線313)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	天童市健康福祉部 保険給付課 天童市市民部 市民課 天童市総務部 税務課 同 納税課 〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111 (内線 保険給付課:753 市民課:716 税務課:772 納税課:782)
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。また、国民健康保険に関する事務では、上記の他に下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人情報及び個人情報が記載された申請書の廃棄 	

9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対してe-ラーニング等での研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1-③ システムの名称	①国民健康保険システム ②自動交付システム	①国民健康保険システム ②自動交付システム	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 評価実施機関における担当部署②所属長	保険給付課長 松浦 和人 市民課長 大内 達一	保険給付課長 松浦 和人 市民課長 五十嵐 孝	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	2-1-①	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2-2-①	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 評価実施機関における担当部署②所属長	保険給付課長 松浦 和人 市民課長 五十嵐 孝	保険給付課長 五十嵐 孝 市民課長 松田 健一	事後	人事異動による変更
平成30年4月1日	2-1-①	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	2-2-①	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 評価実施機関における担当部署②所属長	保険給付課長 五十嵐 孝 市民課長 松田 健一	保険給付課長 五十嵐 孝 市民課長 松田 健一	事後	人事異動による変更
平成31年4月1日	2-1-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	2-2-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	I-1-② 事務の概要	大童市は、国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための	大童市は、国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための	事後	
令和2年4月1日	I-1-③ システムの名称	①国民健康保険システム ②自動交付システム	①国民健康保険システム ②自動交付システム	事後	
令和2年4月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条 番号法別表第一の16、30の項 番号法第19条及び同法第21条	番号法第9条 番号法別表第一の16、30の項 番号法第19条及び同法第21条	事後	
令和2年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条及び同法第21条	番号法第19条及び同法第21条	事後	
令和2年4月1日	I-5-② 評価実施機関における担当部署②所属長	保険給付課長 五十嵐 孝 市民課長 松田 健一	保険給付課長 武田 芳仁 市民課長 松田 健一	事後	人事異動による変更
令和2年4月1日	2-1-①	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	2-2-①	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I-5-② 評価実施機関における担当部署②所属長の役職	保険給付課長 五十嵐 孝 市民課長 松田 健一	保険給付課長 市民課長	事後	氏名削除
令和3年4月1日	2-1-①	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	2-2-①	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	2-1-①	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	2-2-①	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月1日	I-1-②		情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク	事後	
令和5年2月1日	I-1-③	①国民健康保険システム ②自動交付システム	①国民健康保険(資格)システム ②国民健康保険(給付)システム	事後	システム改変
令和5年4月1日	I-1-②	大童市は、国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための	大童市は、国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための	事後	
令和5年4月1日	I-3	番号法第9条 番号法別表第一の16、30の項 番号法第19条及び同法第21条 [情報照会]	番号法第9条第1項 別表第1の16及び30の項 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	表記文言修正
令和5年4月1日	I-1月8日	(内線 保険給付課:752 市民課:716 税務課:772 納税課:782)	(内線 保険給付課:753 市民課:716 税務課:772 納税課:782)	事後	内線番号変更
令和5年4月1日	I-2月1日	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	I-2-2-①	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	I-1-③	①国民健康保険(資格)システム ②国民健康保険(給付)システム	①国民健康保険(資格)システム ②国民健康保険(給付)システム	事後	
令和7年1月17日	I-3	<国民健康保険事務> 番号法第9条第1項 別表第1の16及び30の項 内閣府・総務省令第5号 番号法別表 番号法別表第1の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第16条及び第24条 <オンライン資格確認の業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項第30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	<国民健康保険事務> 番号法第9条第1項 別表24項及び第44項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 <オンライン資格確認の業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第44項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年1月17日	I-4-②	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) :第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) :第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」、「医療に関する給付の支給」が含まれる項(2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、158、161、164、165、166、173) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48の項) [オンライン資格確認の業務] 番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年1月1日	II-1-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月1日	II-2-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月17日	IV-8		人手を介在させる作業 十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人 9) 従業者に対する教育・啓発 十分である	事後	様式の改正に伴うもの
令和7年1月17日	IV-11			事後	様式の改正に伴うもの